

漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

3, 159百万円（84百万円）

水・大気環境局水環境課海洋環境室

## 1. 事業の必要性・概要

近年、外国由来のものを含む漂着ごみによる、海岸機能の低下、環境・景観の悪化、船舶航行の妨げや漁業の被害などが懸念されていることから、平成21年7月に、海岸漂着物対策を強化するため、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体等各主体により海岸漂着物対策の取組が進められている。

本法律を適切に施行するため、また、漂流・海底ごみについても国会の附帯決議を踏まえ、漂流・漂着・海底ごみの状況把握、普及啓発、都道府県等に対する財政的支援を実施し、総合的に施策を推進する必要がある。

## 2. 事業計画（業務内容）

### （1）漂着ごみ対策総合検討事業

漂着ごみ対策の総合的、効果的な推進を図るため、全国の漂着ごみ状況把握調査、原因究明・発生抑制対策、生態系への影響把握調査を行う。

### （2）漂流・海底ごみ対策総合検討事業

大学、地方公共団体、漁業関係機関や港湾部局等と連携し、我が国周辺の沖合海域、沿岸海域における漂流・海底ごみの状況把握調査を行うとともに、日中韓三カ国の連携・協力を推進する。

### （3）海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体を実施する海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理事業等に対し、補助金を交付する。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業（補助率1/2）、海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業（補助率10/10）、これら海洋ごみ等の発生抑制対策に係る事業（補助率10/10）。

## 3. 施策の効果

漂流・漂着・海底ごみの発生状況・原因に関する調査、効率的な処理に係る調査研究の推進、国際的連携の推進、地方公共団体に対する財政的支援を通して、漂流・漂着・海底ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

# 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費

## (1) 漂着ごみ対策総合検討事業

○海岸漂着物処理推進法  
第二十二條 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する調査を行うよう努めなければならない

○海岸漂着物処理推進法附帯決議  
海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊かで潤いのある国民生活に不可欠であることから、(政府は)海岸漂着物等に加えて、漂流ごみ及び海底堆積ごみの回収及びその適正な処理についても積極的に取り組むこと。

○OTEMM16共同コミュニケ  
(日中韓)三大臣は、各国周辺海域の海洋ゴミの状況や性状を理解するための会合開催や活動を促進し、NOWPAPの枠組みの下でデータベースの構築に協力することに合意した。

○海岸漂着物処理推進法  
第二十九條 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じなければならない。

- ①漂着ごみ状況把握事業
  - ・漂着ごみのモニタリング
  - ・全国的・経年的な漂着状況の把握
  - ・自治体によるモニタリング事業の整理
- ②漂着ごみ原因究明・発生抑制対策事業
  - ・主要ごみの発生実態調査(国内及び海外)
  - ・効果的な発生源対策の検討(広域連携による対策の検討)
- ③漂着ごみ等生態系影響把握事業
  - ・日本沿岸における状況調査

効果的な漂着ごみ対策に関する施策の立案

実効的な発生抑制対策の実施

生態系影響の実態を踏まえた適切な対策の検討

## (2) 漂流・海底ごみ対策総合検討事業

- ①沿岸・沖合域におけるごみの全国的・経年的な状況把握
- ②日中韓三国間における情報共有

海域のごみの実態を踏まえた適切な対策の検討

海洋ごみに係る三国間での関係・協力の推進

## (3) 海岸漂着物等地域対策推進事業

地方公共団体が実施する地域計画策定・改定に係る事業(補助率1/2)、海岸漂着物等及び漂流・海底ごみの回収・処理に係る事業(補助率10/10)、発生抑制対策に係る事業(補助率10/10)に対し補助金を交付し、支援。